

第 3 号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業 者 排 出 量 削 減 計 画 書

		☒ 新規 ☐ 変更	
(宛 先) 京都府知事		令和 6年 9月 30日	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
乙訓郡大山崎町小泉1番地		字部マクセル京都株式会社 代表取締役社長 坂田 信二 電話番号： 075-275-3455	

主たる業種	電気機械器具製造業						細分類番号	2	9	9	9	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則						☒ 第12条第 1 項第 1 号 ☐ 第12条第 1 項第 2 号又は第 3 号 ☐ 第12条第 1 項第 4 号					
計 画 期 間	令和 5 年 4 月から令和 8 年 3 月まで											
基 本 方 針	令和4年度を基準値に、省エネ法にて提出されているエネルギー消費原単位の削減（年平均3%）											
計画を推進するための体制	第2種エネルギー管理指定工場の管理体制の基、省エネ及び温室効果ガス削減し、新たな実行計画の進捗管理を実施する。											
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温 室 効 果 ガ ス の 排 出 の 量		基準年度		第 1 年 度		第 2 年 度		第 3 年 度		増 減 率	
			(令和 2 ～ 4 年度)		(令和 5 年度)		(令和 6 年度)		(令和 7 年度)			
	事業活動に伴う排出の量		3,591.1	トン	3,196.4	トン	3,156.0	トン	3,156.0	トン	-11.7	パーセント
	評価の対象となる排出の量		4,140.1	トン	3,196.4	トン	3,156.0	トン	3,156.0	トン	-23.4	パーセント
	目 標 の 根 拠		ユーティリティー設備更新を計画的に実施し、エネルギー効率を向上する。									
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原 単 位 の 指 標	基準年度		第 1 年 度		第 2 年 度		第 3 年 度		増 減 率	
			(令和 4 年度)		(令和 5 年度)		(令和 6 年度)		(令和 7 年度)			
		工場	事業活動に伴う排出の量 (原膜投入量m2)	99.34		91.16		92.79		95.66	-6.18	パーセント
			事業活動に伴う排出の量 ()								パーセント	
	原 単 位 の 指 標 及 び 目 標 の 根 拠		環境適合製品の開発と拡大により、原単位の向上を図る。									
重 点 的 に 実 施 す る 取 組 の 実 施 計 画			基準年度		第 1 年 度		第 2 年 度		第 3 年 度		備 考	
			(令和 4 年度)		(令和 5 年度)		(令和 6 年度)		(令和 7 年度)			
			0	パーセント	0	パーセント	0	パーセント	0	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和 5 年 度		変圧器更新により電力損失削減、及び機器の適正な運転管理。									
	令和 6 年 度		変圧器更新により電力損失削減、及び機器の適正な運転管理。									
	令和 7 年 度		変圧器更新により電力損失削減、及び機器の適正な運転管理。									
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措 置 の 内 容		JR山崎駅、阪急大山崎駅と会社の間で送迎バス利用。									
	上 記 の 措 置 を 採 用 す る 理 由		近隣企業との共同運行であり効果が見込める為、									
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分		第 1 年 度		第 2 年 度		第 3 年 度		備 考			
			(令和 5 年度)		(令和 6 年度)		(令和 7 年度)					
	森林の保全及び整備によるもの		0	トン	0	トン	0	トン				
	地域産木材の利用によるもの		0	トン	0	トン	0	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの			トン		トン		トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの			トン		トン		トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		0	トン	0	トン	0	トン				
合 計		0.0	トン	0.0	トン	0.0	トン					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	マクセル株式会社様主催の「海ごみ拾いプロジェクト」「ゴミゼロ運動」への参画											
特記事項	新規登録の為、超過削減量の差引ございません。											

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の 3 年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。